

# 奨学生制度

奨学生の種類と専願奨学生にかかわる出願資格の決定

## 1. 奨学生の種類

- 専願奨学生
  - ①特別奨学生
  - ②課外活動特別奨学生
- 併願奨学生（普通科Ⅱ類受験者対象）
- 優待奨学生（入学後に申請）

## 2. 出願資格の決定（専願奨学生）

- (1) 書類提出の締切日  
平成 29 年 12 月 26 日(火) 17:00 必着
- (2) 提出書類（本校指定の用紙を使用）
  - ①推薦書（様式 3 号） 中学校長が作成し厳封したもの
  - ②個人調査報告書 中学校長が作成し厳封したもの  
(滋賀県私学統一用紙または滋賀県立高等学校入学者選抜要項にある用紙でも「可」)
- (3) 書類選考結果の送付  
平成 30 年 1 月 5 日(金) の配達時間帯指定郵便で午前中に中学校長宛に送付します。  
※書類選考を通過した者は、必ず専願受験の出願手続きをとること。(ただし、個人調査報告書については、すでに提出済みのため、再度提出する必要はありません。)

## 「特別奨学生」「課外活動特別奨学生」「併願奨学生」の選考について

### 「特別奨学生」

- 募集定員 : 15 名程度  
出願方法 : 希望者は必ず中学校を通じて募集企画部までお知らせください。  
出願資格 : 次のすべてに該当する者
1. 平成 30 年 3 月に中学校を卒業見込みの者
  2. 本校を第一志望（専願）とする者
  3. 中学校長が推薦する者
  4. 本校の校則を固く守り、学業に励み将来有為の人材として社会貢献したいと思う者
  5. 中学校 3 年間、各学年の欠席日数が 10 日以内の者で、学習評定に 1 がない者
  6. Ⅱ類を志望する場合は、4 年制大学への進学を目指し、一般入試で受験する意志が強固である者
  7. 生活デザイン科を志望する場合は、家庭科科目における「技術の習得」を目指し、家政系の 4 年制大学等に進学する意志が強固である者
  8. 以下に挙げる奨学生制度のうち、そのいずれかに該当する者（基準等の詳細はご相談ください）
    - 特別奨学生 S（Ⅱ類）学費(授業料・校費・施設設備費)負担額の全額を支給する
    - 特別奨学生 A（Ⅱ類）授業料負担額の全額を支給する
    - 特別奨学生 B（Ⅱ類）授業料負担額の 2/3 の金額を支給する
    - 特別奨学生 C（Ⅱ類・生活デザイン科）授業料負担額の 1/2 の金額を支給する
    - 特別奨学生 D（Ⅱ類・Ⅰ類・生活デザイン科）入学金相当額を支給する（入学年度のみ）

## 「課外活動特別奨学生」

募集人員 : 25名程度

出願方法 : 希望者は必ず中学校を通じて募集企画部までお知らせください。

出願資格 : 次のすべてに該当する者

1. 平成30年3月に中学校を卒業見込みの者
2. 本校を第一志望（専願）とする者
3. 中学校長が推薦する者
4. 本校の校則を固く守り、学業に励み将来有為の人材として社会貢献したいと思う者
5. 中学校3年間、各学年の欠席日数が10日以内の者で、学習評定に1がない者
6. 入学後、下表に記すクラブにおいて活動を継続して行く意志を有する者
7. 本校の部活動担当者と事前協議を経た者
8. II類を志望する場合は、4年制大学への進学意志が強固である者
9. 以下に挙げる奨学生制度のうち、そのいずれかに該当する者（基準等の詳細はご相談ください）

課外活動特別奨学生S 学費(授業料・校費・施設設備費)負担額の全額を支給する

課外活動特別奨学生A 授業料負担額の全額を支給する

課外活動特別奨学生B 授業料負担額の2/3の金額を支給する

課外活動特別奨学生C 授業料負担額の1/2の金額を支給する

### <課外活動特別奨学生を募集するクラブ>

|               |                |                    |
|---------------|----------------|--------------------|
| バスケットボール部(女子) | 滋賀県強化指定拠点校     | 強化指定部              |
| バドミントン部(女子)   | 滋賀県強化指定拠点校(予定) | 強化指定部              |
| バレーボール部(女子)   | 強化指定部          | 陸上競技部(男子・女子) 強化推進部 |
| ソフトボール部(女子)   | 強化指定部          | ソフトテニス部(女子) 強化推進部  |
| 硬式野球部(男子)     | 強化指定部(5名以内)    | 剣道部(男子・女子) 強化推進部   |

\*その他の活動については募集企画部にご相談ください。

## 「併願奨学生」

応募資格 : 次のすべてに該当する者

1. 平成30年3月に中学校を卒業見込みの者
2. 本校の校則を固く守り、学業に励み将来有為の人材として社会貢献したいと思う者
3. 中学校3年間、各学年の欠席日数が10日以内の者で、学習評定に1がない者
4. 4年制大学への進学を目指し、一般入試で受験する意志が強固である者
5. 以下に挙げる奨学生制度のうち、そのいずれかに該当する者は、併願奨学生候補者とする。(基準等の詳細はご相談ください)

併願奨学生A 授業料負担額の全額を支給する

併願奨学生B 授業料負担額の2/3の金額を支給する

## 「優待奨学生」

滋賀短期大学附属高等学校、滋賀短期大学に兄弟姉妹2人以上が在籍するとき、その最下位の弟妹を優待奨学生として、授業料負担額の1/2の金額を奨学金として支給します。但し、兄弟姉妹のうち一人に本学園の奨学資金が支給されている場合を除きます。入学後、申請書を提出していただきます。

## 「奨学資金の支給について」※(必ずご確認ください)

「高等学校等就学支援金」及び「特別修学補助金」を受給される方は、授業料(奨学生Sは学費)から就学支援金相当額と特別修学補助金相当額を減じた額が、授業料負担額(奨学生Sは学費負担額)となります。

奨学金については、当該年度の上記授業料負担額(奨学生Sは学費負担額)が確定する2月末に支給します。

原則として授業料免除や相殺を行うものではありませんので、授業料(学費)は納入していただきます。

なお、特別奨学生Dについては、5月末に支給します。